

6 福介連絡第 100 号
令和 7 年 1 月 31 日

受領委任払い契約事業所 御中

福岡県介護保険広域連合事業課長
(給 付 係)

住宅改修費に係る運用の変更について（通知）

日頃より、当広域連合の介護保険運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、この度当広域連合において、「福岡県介護保険広域連合住宅改修費及び福祉用具購入費受領委任払実施要綱」の改正を行います。

これに伴い、住宅改修費申請の際、下記のとおり運用が変更となりますのでお知らせします。

記

1 変更内容

変更承認申請の廃止

2 運用の開始日

令和 7 年 4 月 1 日

3 承認申請内容から工事内容に変更が生じる場合の対応

原則として、既に承認決定された承認申請を取り下げて変更後の内容で再度承認申請を行う。新たな承認申請となるため、住宅改修事業者は全ての必要書類を提出する。（取下げ申請書には承認通知書（原本）を添付）

4 注意点

(1) 承認申請について

住宅改修は、承認決定した内容で工事を行うことが基本となります。
承認決定後に工事内容が変更とならないよう、あらかじめ工事内容を十分に精査の上、承認申請書を提出してください。

(2) 例外的取扱い

変更後の工事内容について、次のア・イいずれにも該当する場合は、承認申請取下げ及び新たな承認申請を不要とします。

ア 承認申請時に提出された理由書の内容に変更がない場合

イ 承認決定された工事金額と同額又は減額の場合

※支給申請時に、工事変更内容（理由・変更箇所）がわかるよう支給申請書等に朱書きで記載してください。

(3) 理由書の内容の確認について

4 (2) の取扱いをする場合に住宅改修事業者は、「理由書の内容に変更がないか」を理由書作成者に必ず確認してください。

(4) 疑問点の確認について

工事内容変更時の支部への連絡は不要となりますが、疑問点がある場合（理由書の内容を変更する必要があるか判断に迷う場合等）は支部へお尋ねください。

(5) 支給申請の審査について

支給に係る審査はあくまで支給申請書に基づき行います。支給申請書の内容によっては不支給となる場合があることにご留意ください。

（例えば、4 (2) に該当すると住宅改修事業者が判断し、3 を行わなかった場合において、支給に係る審査時に、承認申請時に提出された理由書の内容を変更する必要があった（新たな承認申請が必要だった）と広域連合が判断した場合。）

5 その他

(1) 支払方法が償還払いの場合の運用についても同様の変更となります。

(2) 運用開始に係る経過措置について

令和7年3月31日までに承認決定された工事で、工事内容に変更があった場合は、従前のおり「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修変更承認申請書」の提出が必要です。

（問合せ先）

福岡県介護保険広域連合
事業課給付係

TEL:092-981-9073

又は各支部給付係